

市 会 議 案

令和5年11月定例会（令和5年11月17日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和5年第98号議案	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について…	1頁
令和5年第99号議案	名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について……………	3頁
令和5年第100号議案	名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部改正について……………	9頁
令和5年第101号議案	名古屋市国民健康保険条例の一部改正について……………	11頁
令和5年第102号議案	名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について…	29頁
令和5年第105号議案	契約の締結について……………	33頁
令和5年第106号議案	契約の締結について……………	35頁
令和5年第107号議案	訴訟上の和解について……………	37頁
令和5年第108号議案	指定管理者の指定について……………	39頁
令和5年第109号議案	指定管理者の指定について……………	41頁
令和5年第110号議案	指定管理者の指定について……………	43頁
令和5年第111号議案	指定管理者の指定について……………	45頁
令和5年第112号議案	指定管理者の指定について……………	47頁
令和5年第113号議案	指定管理者の指定の変更について……………	49頁
令和5年第114号議案	公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について……………	51頁
令和5年第115号議案	公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標の制定について……………	55頁
令和5年第116号議案	当せん金付証票の発売について……………	67頁
令和5年第117号議案	整備計画の変更に対する同意について……………	69頁
令和5年諮問第2号	退職手当支給制限に関する審査請求について……………	73頁

令和5年第98号議案

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第9条第2項に規定する条例で定める事務)

第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

別表

	執行機関	事 務
1	市長	名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）による障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年名古屋市条例第43号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	名古屋市子ども医療費助成条例（昭和47年名古屋市条例第73号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

（理 由）

この案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用に関し、必要な事項を定める必要があるによる。

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市空家等対策の推進に関する条例（平成26年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この条例において「管理不全空家等」とは、法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第3条中「ものとする」を「とともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第4条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第5条第1項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

第9条の見出し中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同条第1項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加え、「第14条第1項」を「第13条第1項及び第2項又は法第22条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（名古屋市空家等対策審議会条例の一部改正）

- 2 名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市空家等対策の推進に関する条例 (抜すい)

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この条例において「管理不全空家等」とは、法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者 (以下「所有者等」という。) は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める^{とともに、}_{ものとする}
市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう^{努めなければならない}_{努めるものとする}。

2 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう^{努めなければならない}_{努めるものとする}。

(市民等による情報の提供)

第5条 市民等 (市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。) は、特定空家等^{又は管理不全空家等}があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

2 (略)

(特定空家等^{及び管理不全空家等}に対する措置)

第9条 市長は、特定空家等^{又は管理不全空家等}の所有者等に対し、法^{第13条}_{第14条}

第1項及び第2項又は法第22条第1項から第3項までの規定による措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、法^{第22条}_{第14条}第3項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）第1条の規定に基づき設置する名古屋市空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。

2 名古屋市空家等対策審議会条例（抜すい）

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）^{第22条}_{第14条}第3項に規定する措置命令に関すること。

(2) （略）

2 （略）

(参考 2)

参 照 条 文

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

抜すい 新旧対照 ^(改正後)
_(改正前)

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第13条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

令和 5年第 100 号議案

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例の一部改正について

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例の一部を改正する条例

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
(平成30年名古屋市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第 9条 (見出しを含む。) 中「市」の次に「及び事業者」を加える。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この条例は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の
一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 (抜すい)

(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)

第 9 条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

(事業者が行う合理的配慮の提供)

第10条 ~~削除~~
事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、

~~合理的配慮をするよう努めなければならない。~~

2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、
~~合理的配慮をしなければならない。~~

令和 5年第 101 号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2号オ中「及び第72条の 3の 2第 1項」を「、第72条の 3の 2第 1項及び第72条の 3の 3第 1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第14条第 1項第 1号中「附則第35条の 2の 6第11項又は第15項」を「附則第35条の 2の 6第 8項又は第11項」に改め、同項第 6号中「附則第35条の 2の 6第15項」を「附則第35条の 2の 6第11項」に改める。

第15条の 2第 2号ウ中「及び第72条の 3の 2第 1項」を「、第72条の 3の 2第 1項及び第72条の 3の 3第 1項」に改める。

第15条の 2の 5第 2号ウ中「第72条の 3第 1項」の次に「及び第72条の 3の 3第 1項」を加える。

第19条の 3の次に次の 1条を加える。

(出産被保険者について行う減額賦課)

第19条の 4 当該年度において、一の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の 2の額から市長の定める額を減額した額とする。

2 当該年度において、第19条の 2第 1項又は第 2項の要件に該当する世帯に出産被保険者がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、同条及び前項の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

3 当該年度において、前条第 1項の要件に該当する世帯に出産被保険者がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、同項及び第 1項の規定にかかわらず、同条第 1項の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

4 当該年度において、第19条の 2第 1項又は第 2項及び前条第 1項の要件に該当する世帯に出産被保険者がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第19条の 2、前条及び前 3項の規定にかかわらず、同条第 2項の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

第25条を次のように改める。

(出産被保険者に関する届出)

第25条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険

者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項第3号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第20条中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に改める。

附則第24条の2中「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

附則第28条第1項中「乗じた額」を「乗じて得た額（当該被保険者が出産被保険者である場合は、当該額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合は、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を除く。）」に改める。

附則第29条中「第19条の2の規定の適用がある」を「第19条の2第1項又は第2項の要件に該当する」に改め、「乗じて得た額」の次に「（当該世帯に出生被保険者がある場合は、2,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を除く。）」を加える。

附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例第19条の4、附則第28条及び第29条の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、国民健康保険法等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市国民健康保険条例 (抜すい)

(基礎賦課総額)

第12条 一般被保険者 (法附則第 7条第 1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。)) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第 1号に掲げる額の見込額から第 2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア }
イ } (略)
エ }

オ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9条第 1項の規定により読み替えられた法第72条の 3第 1項及び第72条の 3の 2第 1項及び第72条の 3の 3第 1項の規定による繰入金並びに保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の額

(基礎賦課額の所得割額)

第14条 前条第 1項の所得割額は、一の世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法 (昭和25年法律第 226号) 第 314条の 2第 1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額 (これらの金額につき同法第 313

条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がある場合には、当該適用前の金額)の合算額から同法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に保険料率を乗じて得た額とする。

(1) 地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 ^{第 8 項}/_{第 11 項}又は^{第 11 項}/_{第 15 項}の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

(2) } (略)
(5) }

(6) 地方税法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第 35 条の 2 の 6 ^{第 11 項}/_{第 15 項}又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

(7) } (略)
(11) }

2) } (略)
(6) }

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア) } (略)
イ) }

ウ その他国民健康保険事業に要する費用 (事業費納付金の納付に要する

費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第15条の2の5 介護納付金賦課額の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア } (略)
イ }

ウ その他国民健康保険事業に要する費用(事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(出産被保険者について行う減額賦課)

第19条の4 当該年度において、一の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の2の額から市長の定める額を減額した額とする。

2 当該年度において、第19条の2第1項又は第2項の要件に該当する世帯に
出産被保険者がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、同条及び前項の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

3 当該年度において、前条第 1項の要件に該当する世帯に出産被保険者があ
る場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、同項及び第 1
項の規定にかかわらず、同条第 1項の規定により算定した額から市長の定め
る額を減額した額とする。

4 当該年度において、第19条の 2第 1項又は第 2項及び前条第 1項の要件に
該当する世帯に出産被保険者があある場合においては、当該世帯主に対して課
する保険料の額は、第19条の 2、前条及び前 3項の規定にかかわらず、同条
第 2項の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

(出産被保険者に関する届出)

第25条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届
削除
書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第 1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6月前から行うことができる。

4 第 1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2項第 3号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険料算定の特例)

第20条 世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の 2第 5項の上場株式等に係る配当所得等を有する場合における第19条の 2第 1項及び第 2項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の 2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額の取扱いについては、同法第 703条の 5第 1項に規定する総所得金額の算定の例によるものとし、同法附則第35条の 2の ^{第 8項} ~~第 11項~~又は ^{第 11項} ~~第 15項~~の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。）」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険料算定の特例)

第24条の 2 前条の規定は、世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の 2の 2第 5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合について準用する。この場合において、前条中「地方税法附則第35条の 2第 5項」とあるのは「地方税法附則第35条の 2の 2第 5

項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と、「同法附則第35条の3第15項」とあるのは「同法附則第35条の2の6^{第11項}_{第15項}又は第35条の3第13項若しくは第15項」と読み替えるものとする。

(扶養家族を有する被保険者等に係る所得割額の減額)

第28条 第13条第1項及び第2項の所得割額は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当分の間、当該被保険者につき、当該各号に掲げる額に附則第7条に規定する保険料率を乗じて得た額（当該被保険者が出産被保険者である場合は、当該額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合は、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を除く。）を減額して算定するものとする。

(1) } (略)
(2) }

2 } (略)
3 }

(低所得者の基礎賦課額の減額)

第29条 第19条の2^{第1項又は第2項の要件に該当する}世帯の当該年度分の第11条の2の基礎賦課額については、当分の間、第13条第1項又は第2項の基礎賦課額から、2,000円に当該世帯に属する被保険者のうち同条の均等割額を課される者の数を乗じて得た額（当該世帯に出産被保険者がある場合は、2,000円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を除く。）を減額する。ただし、

保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は当該世帯に属する被保険者数の異動等があった場合においては、第19条の規定の例により月割をもって算定した額を減額する。

(参考 2)

参 照 条 文

1 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）抜すい 新旧対照 ^{（改正後）}_{（改正前）}

第72条の 3の 3 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第 703条の 5第 3項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 }
3 } (略)

附 則

(国の負担等に関する読替え)

第 9条 退職被保険者等所属都道府県については、第70条第 1項第 1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者（附則第 6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。第72条の 3第 1項^{及び}第72条の 3の 2第 1項^{及び第72条の 3の 3第 1項}において同じ。）」と、同項第 2号中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金の納付に要

する費用の額から、附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、第72条の 3 第 1 項^{及び}第72条の 3 の 2 第 1 項^{及び}第72条の 3 の 3 第 1 項中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」とする。

2 (略)

2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号）抜すい 新旧対照（^{改正}_後^前）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の 7 (略)

2 市町村による法第76条第 1 項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該基礎賦課額（第 5 項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される^{所得割額}、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第 4 条第 2 項第 1 号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における (1) から (4) までに掲げる額の合算額

(1) }
() } (略)

(3)

(4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項~~及び~~第72条の3の2第1項~~及び~~第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）

の額

ハ（略）

(2) }
{ (略)
(9) }

3 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該後期高齢者支援金等賦課額（第5項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される~~所得割額、~~被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第4条第3項第1号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ（略）

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1)（略）

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項~~及び~~第72

条の 3 の 2 第 1 項 及び第72条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除

く。)の額

ハ (略)

(2) }
{ (略)
(8) }

4 市町村による法第76条第 1 項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額に
ついての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づ
き算定される~~所得割額、~~被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額する
ものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額
（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる
額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した
額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合に
は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに
掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができ
る。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担す
る国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付
に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の 3 第 1 項 及び第72

条の 3 の 2 第 1 項 及び第72条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除

く。)の額

ハ (略)

(2) }
{ (略)

(8)

5 市町村による法第76条第1項の保険料の減額賦課についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) } (略)
(7) }

(8) 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この号及び

次号において「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世

帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出産被保険者につき前3項の規定

に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均

等割額（出産被保険者につき前3項の規定に基づき算定した被保険者均等

割額（第1号から第5号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額

を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）

に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

(9) 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に

係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日

（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号に

において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）

から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として算定した額であ

ること。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）抜すい 新旧対照（

改正後)
改正前)

(令第29条の7第5項第9号に規定する厚生労働省令で定める場合)

第32条の10の2 令第29条の7第5項第9号に規定する厚生労働省令で定める
場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第8号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合
- (2) 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

令和 5年第 102 号議案

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の項中「高圧法第20条第 1項又は第 3項の規定により完成検査」を「高圧ガスの製造施設又は第 1種貯蔵所の完成検査（高圧法第39条の22第 1項の規定による完成検査を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年12月21日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、高圧ガス保安法の一部改正に伴い、貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料に関し、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市消防関係事務手数料条例 (抜すい)

別表

区 分	手 数 料 の 額
(略)	
貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備 (<u>高圧ガス</u> <u>高圧法第</u> <u>の製造施設又は第 1種貯</u> <u>20条第 1項又は第 3項の</u> <u>蔵所の</u> <u>完成検査</u> (<u>高</u> <u>規定により</u> <u>完成検査</u> (<u>高</u> <u>圧法第39条の22第 1項の</u> <u>規定による完成検査を</u> <u>含む。</u>) を受け、又は自ら 行い、高圧法第 8条第 1 号の技術上の基準に適合 していると認められた液 化石油ガスに係る施設 (以下「完成検査合格施 設」という。) であるも のを除く。) の数を乗じ て得た額と 5,800円に完 成検査合格施設である貯 蔵施設又は特定供給設 備の数を乗じて得た額との 合計額
(略)	

(略)

(略)

(参考 2)

参 照 条 文

高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）抜すい 新旧対照 ^改_改
_{正後}
_{正前}

（完成検査の特例）

第39条の22 認定高度保安実施者は、特定変更工事を完成したときは、第20条
第 3項の規定にかかわらず、製造のための施設につき、同項の都道府県知事
が行う完成検査を受けることを要しない。この場合においては、当該施設に
ついて、経済産業省令で定めるところにより、自ら完成検査を行い、第 8条
第 1号の技術上の基準に適合していることを確認した後でなければ、これを
使用してはならない。

2 (略)

令和5年第105号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 総合体育館レインボーホール屋根防水改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 屋根防水改修工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 628,216,487円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市千種区徳川山町1丁目12番30号
水野建設株式会社
代表取締役 野 澤 均 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和7年5月30日 |

(理由)

この案を提出したのは、総合体育館レインボーホールの屋根の防水改修工事を施行する必要があるによる。

令和5年第106号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 総合体育館レインボーホール観覧席改修工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市南区東又兵衛町5丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 観覧席改修工事1式 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 726,000,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市東区筒井三丁目27番25号
愛知株式会社名古屋本部
本部長 青山 毅 |
| 7 完成予定期日 | 令和7年5月30日 |

(理 由)

この案を提出したのは、総合体育館レインボーホールの観覧席の改修工事を施行する必要があるによる。

令和5年第107号議案

訴訟上の和解について

下記のとおり、訴訟上の和解を行うものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 当事者、事件番号及び事件名

原告 名古屋市名東区赤松台320番地

和多山 徹

被告 名古屋市

名古屋地方裁判所令和4年(ワ)第630号

損害賠償請求事件

2 和解条項の骨子

(1) 被告は、原告に対して、和解金として金1,300,000円を支払う。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(理 由)

この案を提出したのは、本件訴訟に関し、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をする必要があるによる。

(参 考)

事件の概要

平成30年11月21日、名古屋市名東区平和が丘一丁目地内の市道において、原告が自転車で走行中、アスファルトが隆起していた部分に乗り上げたため、転倒し、傷害を負った。

この事故について、原告は令和4年2月16日名古屋地方裁判所に対し本市を被告として損害賠償請求の訴えを提起し、審理がなされてきたが、裁判所の勧告により、このたび、訴訟上の和解が成立する見込みとなった。

令和 5年第 108 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市立第二斎場	福岡市博多区東公園 6番21号 太陽・近鉄グループ 代表者 江 口 正 司

2 指定の期間 令和 6年 4月 1日から令和11年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和5年第109号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市志段味古墳群 歴史の里	名古屋市中区栄二丁目2番5号 しだみの里守グループ 代表者 渡邊 広志

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
久屋大通庭園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 Your Flarie プランナーズ 代表者 千田博之

2 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和16年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和5年第111号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市池下駐車場	名古屋市中村区剣町24番地 株式会社リテールバックオフィスサポート 代表取締役 中谷 匡
名古屋市吹上中央帯駐車場	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 下山 浩 司
名古屋市大曾根駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 北村 博 人
名古屋市吹上駐車場	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 下山 浩 司

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議

会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩 間 紀久裕
中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩 間 紀久裕

2 指定の期間

(1) 名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和5年第113号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第151号議案）（令和3年7月6日議決（令和3年第125号議案）により指定の期間を変更）について、指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋国際 会議場	大阪府中央区淡路町三丁目6番13号 コングレ・名古屋観光コンベンションビューロー コンソーシアム	平成30年4月1日 から令和6年 3月31日まで	平成30年4月1日 から令和7年 3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 5 年第 114 号議案

公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について

平成17年第 145 号議決（平成17年 7 月 8 日議決）により定めた公立大学法人名古屋市立大学定款について、その内容の一部を下記のとおり変更するものとする。

令和 5 年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

第16条第 1 号、第19条第 2 号及び第21条第 2 号中「及び年度計画」を削る。

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}\right)$

公立大学法人名古屋市立大学定款 (抜すい)

(権限)

第16条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見 (地方独立行政法人法第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。) 及び年度計画に関する事項

(2) }
(3) } (略)
(5) }

(審議事項)

第19条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) (略)

(2) 中期計画 及び年度計画 に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) }
(4) } (略)
(6) }

(審議事項)

第21条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) (略)

(2) 中期計画 及び年度計画 に関する事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの

(3) }
 { (略)
(9) }

(参考 2)

参 照 条 文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

(定款)

第8条 (略)

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 }
4 } (略)

(設立の認可等の特例)

第80条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

令和5年第115号議案

公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標の制定について

公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標を次のとおり定めるものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

公立大学法人名古屋市立大学第四期中期目標

目次

前文

- I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
- II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- III 法人運営に関する目標

前文

今日の社会情勢は、少子高齢化の進行や自然災害あるいは感染症に対する懸念の増大、デジタル化やグローバル化の進展など急速に変化し、さまざまな課題が多様化・複雑化している。

名古屋市を設立団体とする公立大学法人名古屋市立大学は、知の創造と継承により真理を探究するとともに、それに基づく教育を通じて、社会の発展に貢献する人材を育成する。あわせて、広く市民、行政などと連携、協働して知の

拠点として魅力ある地域社会づくりに貢献するとともに、教育・研究の成果を地域及び国際社会に還元し、全ての市民が誇りに思う愛着の持てる大学として活動する。

第四期中期目標期間においては、名古屋市とともに発展する大学として、名古屋市総合計画の掲載事業の推進はもとより、アジア・アジアパラ競技大会への協力や大会後のレガシーの形成、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめ世界規模で発生する高度かつ複雑な課題にも視野を広げて取り組む。また、時代の潮流に柔軟に対応し、産業界や行政などとの連携を一層強化する。こうしたことを名古屋市と協働で取り組むことにより、名古屋市を中心とする地域の諸問題の分析・解決に寄与し、ひいては国際社会へ貢献する。さらには、将来にわたって健全で自律的な法人運営を持続し、全学が一体となって社会ニーズに対応した教育・研究・社会貢献・医療に取り組む。これらを通じて、一人ひとりの多様な幸せと社会全体の豊かさの実現をめざし、多様性と包摂性のある持続可能な社会の構築に貢献し、学生や研究者に選ばれ、世界をリードする魅力ある大学をめざす。

以上の考え方に基づき、第四期中期目標期間においては、次の教育・研究・社会貢献・医療の活動に取り組む。

- 1 名古屋市立大学は、自然科学と人文・社会科学との知の融合などにより、高度で専門的な教育の充実に加え、学際的・文理横断的な知を修得させ、広い視野や柔軟な発想力を育むことを通じて、地域の成長・発展に貢献し、国際社会への広い視野を持った次世代をリードする未来志向の人材を輩出する。
- 2 名古屋市立大学は、知の創造の拠点として、全学的な視点から研究力強化に取り組むことによって、地域から地球規模に至る社会課題を解決し、よりよい社会の構築に寄与する。また、企業、国・地方公共団体等との共同研究をはじめ、さまざまな連携を積極的に推進し、さらなるイノベーションの創出に取り組む。
- 3 名古屋市立大学は、地域に根ざし開かれた大学として、社会における多様な主体との連携を一層深め、生涯にわたる学びの環境を創出するなど教育研究成果を還元するとともに、地域の課題及び行政課題の解決に全学的に取り組む。

4 名古屋市立大学は、医療人の育成や臨床研究に努めるなど、地域の医療の発展に中核的な役割を果たすとともに、地域の医療機関と連携のもと、附属病院群が一体となって幅広い医療ニーズに応え、質の高い安全な医療を提供し、市民の健康と福祉の増進に寄与する。

名古屋市立大学は、これらの取り組みを推進するため、法人の運営に関する情報などを積極的に提供し、説明責任を果たす。また、将来の発展を見据えて、多様な財源を確保するなど財務運営の安定化に取り組むとともに、社会の変化に柔軟に適応できる組織運営を行うことで法人の基盤を強化する。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までとする。なお、本中期目標を達成するための計画である中期計画を公立大学法人名古屋市立大学が策定するにあたっては、評価指標を定める。

第2 教育研究上の基本組織

名古屋市立大学に、別表に記載する学部、研究科、附属病院及び附属施設を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第1 教育に関する目標

1 教育の内容とその成果

(1) 学士課程

学部教育では、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に評価することにより、入学者に求める資質・能力を有する学生を受け入れ、総合大学の特性を活かした柔軟で多様な教育プログラムと、各学部における専門的・体系的な教育プログラムを横断的・発展的に実施することを通じて、あらゆる分野の知見を総合的に活用し、社会の変化に伴うさまざまな課題の発見・解決に貢献し、豊かな未来を切り拓いていく人材を育成する。

(2) 大学院課程

大学院教育では、基本的な専門知識と技術を持ち、多様な能力や経歴などを有する人材を受け入れ、学修ニーズに応じられるよう、学部・研究科の連携、また、研究科間・学外との連携を含めた体系的かつ学際的な教育・研究指導を行うことを通じ、創造性豊かな優れた研究力を持つ研究者、先端的な知識・技能を持つ高度専門人材を育成する。

2 教育の実施体制等

(1) 教育実施体制

社会的な要請や時代の変化などに対応した人材育成を実現するため、新たな時代を見据えた特色ある教育のあり方について常に検証・検討し改善を進めることにより、教育実施体制の充実・強化に迅速に取り組む。

(2) 教育環境の整備

学生の自主的・自律的な学修をサポートする教育施設や厚生施設の整備を進めるほか、デジタル技術を活用した教育の質の向上や学修支援に取り組むなど、教育環境の整備に努める。

(3) 教育の質の改善

より質の高い高等教育を提供するため、ファカルティ・ディベロップメント（FD：教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）や、スタッフ・ディベロップメント（SD：大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修等の取り組み）などを適切に実施することにより、教職員の教育能力・教育支援能力の向上を図る。

3 学生への支援

(1) 経済的支援及び学修・生活支援

学修機会の確保、共生社会の実現のもと、未来を支える人材を育成するため、経済的に困窮している学生への経済的支援、障害のある学生や留学生など多様なニーズに応じた学修・生活支援を行う。

(2) キャリア形成支援

学生が多様な選択の中から自分が希望する生き方や人生設計を考え、高い志を持って社会に巣立つため、大学での学びを活かし、学生自らがキャリア形成に取り組めるよう支援する。

(3) 課外活動等への支援

大学の持つノウハウを活かした奨励・支援を行うことにより、課外活動や社会貢献活動など学内外における自主的な活動による学びをより一層促進する。

第2 研究・産学官連携に関する目標

1 先端的な研究の推進

世界レベルの研究拠点の形成をめざし、全学的な視点から創造性に富む先端的な研究や社会ニーズの高い研究課題に積極的に取り組み、その成果を広く世界に発信・還元する。

2 研究力強化

(1) 研究基盤等の強化

さらなる研究推進のため、魅力ある研究環境の充実や、多分野連携による研究推進体制の強化、計画的な資金活用、多様な手段での外部研究資金（国や企業等から受け入れる研究資金）の獲得などに取り組む。

(2) 若手研究者等の研究支援強化

大学全体の研究を活性化するため、次世代を担う優秀な若手研究者・女性研究者等への研究支援の強化に取り組む。

3 産学官連携・イノベーションの創出

(1) 産学官連携の強化

企業、国・地方公共団体等との連携を強化し、共同研究などさまざまな取り組みを効果的に進めることによって、社会課題の解決に寄与する。

(2) 産学官連携によるイノベーションの創出

産学官連携を活かし、知的財産の活用の活性化、アントレプレナー（起業家）支援及び大学発スタートアップの支援の強化に取り組むことで、研究成果の効果的な社会還元を図り、イノベーションの創出を推進する。

第3 社会貢献に関する目標

1 地域課題等への貢献

地域課題等の解決に貢献するため、社会における多様な主体との連携を一層深めるとともに、総合大学としての特性を活かして、多様な地域課題及び名古屋市が抱える行政課題の解決に寄与する。

2 教育研究成果の還元

全学が一体となり、社会ニーズに対応したテーマ及び方法で、生涯にわたる学修の機会を提供する。また、児童・生徒の探究心の向上や、学習意欲を喚起する機会を提供するなど、未来を担う人材の育成を支援する。

第4 附属病院群に関する目標

1 優れた医療人の育成

附属病院群が連携し、日々進化する医療に対応できる高い倫理観と優れた技術・見識を有する医療人を育成する。

2 臨床研究の推進

新しい医療を創出する研究中核拠点として、附属病院群が連携し、先進的な臨床研究を推進する。

3 医療提供体制の充実

病院ごとの役割や特長を踏まえた機能強化を図り、高度かつ先進的な医療や政策的な医療に附属病院群が一体となって取り組み、安心・安全で質の高い医療を提供する。また、地域の医療機関や介護事業者等と連携し、高度急性期から慢性期までの病床を有する附属病院群として、地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与する。

4 救急医療及び災害医療の強化

救急医療及び災害医療の拠点として、市民の命を守るための機能を強化するため、施設・設備の整備はもとより、救急科専門医をはじめ人材育成等に積極的に取り組むことで、救急医療及び災害医療の強化を図る。

5 経営改善等の推進

病院長のマネジメントのもと、病院の経営改善を継続し、将来的な収支バランスを勘案しながらさまざまな機能強化を図る。また、デジタル技術やデータの活用により業務の効率化と患者の利便性向上を推進する。

第5 国際化に関する目標

1 国際レベルの知を生み出す仕組みの構築

国際社会に貢献する成果を創出するため、国際的な共同研究の支援の強化により国際レベルの知を生み出す仕組みを構築する。

2 教育・研究等の国際化の推進に向けた環境づくり

教育・研究等の多様な国際交流機会を多くの学生や教職員に提供するため、留学生や外国人研究者を受け入れる環境や支援体制を整備する。

3 海外の大学との交流

さまざまな背景の人々とコミュニケーションをとりながら、問題解決を図ることができるグローバル人材を育成するため、学生の海外派遣の支援・促進や国際交流協定校との連携推進など全学的に取り組む。

4 地域の国際化への寄与

学生による地域での活動や留学生との交流機会の提供など、名古屋市と連携して多文化共生を推進し、地域の国際化に寄与する。

Ⅲ 法人運営に関する目標

第1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織体制の整備・強化及び人事制度改革等

さらなる法人の発展をめざしガバナンス機能（理事長・学長のリーダーシップによる学内組織の運営・連携体制の整備等）の強化を図ることで、組織の不断の見直しを行うなど体制の整備・強化を図り、社会の変化に柔軟に適應できる組織運営を行う。また、法人運営の核となる職員の能力やモチベーション向上を図り、とりわけ固有職員の採用・育成を推進し、一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、人事制度改革や人材育成の強化に取り組む。

2 DXの推進

教育・研究・医療等を業務の効率化や高度化によって推進・活性化するため、法人全体でDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。

3 働きやすい職場づくり

教育、研究及び労働環境の整備を進めるなど、すべての教職員にとって働きやすい環境を整えるとともに、女性の意思決定・政策立案過程への参画を促進するなど、多様な人材の活躍を推進する。

第2 財務内容の改善に関する目標

1 多様な財源の確保

自律的で持続可能な経営基盤を確立するため、法人運営に必要な自己収入の増加や外部資金（外部研究資金及び寄附金等）の積極的な獲得などによって自主財源を確保する。また、大学の管理する資金について、安全性及び流動性を確保した上で効率的な運用を図る。

2 財源の効率的な活用

法人として実施すべき取り組みに適切に財源を配分するため、常に業務の必要性を点検・検討し、必要な見直しを行うことにより、財源を効率的に活用する。

第3 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標

1 自己点検・評価の充実等

自己点検・評価による自律的な内部質保証の充実に取り組むとともに外部評価を活用し、大学運営の改善を進める。

2 情報提供・広報等の推進

法人の運営に関する情報などを積極的に提供し、市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、さらなる広報の充実を進め、大学の持つ魅力を国内外に広く発信していく。

第4 その他の業務運営に関する重要目標

1 施設整備の推進

時代の潮流に合った大学としての役割を果たすため、魅力あふれるキャンパスの再編整備をはじめ法人全体での施設のあり方について検討し、施設や設備の整備・改修を計画的に進める。

2 SDGsの達成に向けた取り組みの推進

持続可能な開発目標（SDGs）達成に向け、総合大学としての力を発揮するとともに、多様な主体と連携することで、学内及び社会に対しさまざまな取り組みを推進する。

3 危機管理体制及び安全管理対策の充実・強化

教育・研究機関及び医療機関としての責務を果たせるよう、危機管理体制及び安全管理対策を充実・強化する。

4 情報セキュリティの強化

デジタル化の進展により情報セキュリティの重要性がより一層増す中、

教育・研究・医療等を安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティを強化する。

5 コンプライアンスの推進等

教育・研究活動等法人運営全般において倫理規範の遵守と業務の適正な執行を徹底する。また、全てのハラスメントを防止するため、ハラスメントについての啓発及び相談体制を充実・強化する。

別表

学部	医学部 薬学部 経済学部 人文社会学部 芸術工学部 看護学部 総合生命理学部 データサイエンス学部
研究科	医学研究科 薬学研究科 経済学研究科 人間文化研究科 芸術工学研究科 看護学研究科 理学研究科
附属病院	名古屋市立大学医学部附属病院 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院 名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院
附属施設	総合情報センター 高等教育院

(理由)

この案を提出したのは、第三期中期目標期間が終了するに当たり、第四期中期目標期間に向けその達成すべき業務運営に関する目標を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4～7 (略)

令和5年第116号議案

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）により、令和6年度において当せん金付証券を下記のとおり発売するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 発売総額 300億円以内

（理由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証券を発売する必要があるによる。

令和5年第117号議案

整備計画の変更に対する同意について

昭和45年第190号議決（昭和45年9月30日議決）に基づき同意した、本市の管理に係る指定都市高速道路を新設して、料金を徴収する名古屋高速道路公社施行の事業について、その整備計画の一部を別紙のとおり変更することに同意するものとする。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第2項の規定により、名古屋高速道路公社の整備計画の変更の申出に同意することについて、議決を経る必要があるによる。

別 紙

名古屋高速道路公社から同意を求められた整備計画の変更事項

1 新設又は改築に要する費用の概算額

変更前 1兆8,070億円

変更後 1兆8,740億円

2 その他必要な基本的事項

変更前 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 令和10年度

変更後 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 令和13年度

(参 考)

参 照 条 文

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）抜すい

（地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築）

第12条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(1) 政令で指定する人口50万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

(2) 自動車専用道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 整備計画

(2) (略)

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 } (略)
5 }

6 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項の整備計画又は第4項第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大

臣の許可を受けなければならない。

7 }
8 } (略)

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第5項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

退職手当支給制限に関する審査請求について

下記要項により、退職手当支給制限に関する審査請求があったので、この審査請求を棄却したい。

上記のことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年11月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

1 審査請求人住所氏名

愛知県常滑市矢田字西根組149番地の1

富田 有子

2 審査請求年月日

令和4年10月21日

3 審査請求に係る処分

令和3年4月16日に発生した過失運転致傷被告事件に関し、令和4年8月19日に禁錮1年4月、執行猶予3年の判決が確定したことにより、審査請求人が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に規定する欠格条項に該当し、同法第28条第4項の規定により失職したことを理由として、名古屋市長（以下「処分庁」という。）が職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号。以下「本件条例」という。）第17条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととした同月26日付けの退職手当支給制限処分（以下「本件処分」という。）

4 審査請求人の主張

(1) 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年法律第95号。

以下「平成20年改正法」という。）による改正前の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条には、懲戒免職処分等を受けた者には退職金を支給しない旨が定められ、各自治体もこれに倣って条例で同様の取扱いとしていたところ、平成20年改正法により、懲戒免職処分等を受けた者の退職手当については、退職手当管理機関がその者の職の職務及び責任、その者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案し、その全部又は一部を支給しない処分を行うことができるものとされたため、各自治体の条例も平成20年改正法を踏まえて改正された。

このような法改正が行われたのは、平成19年11月に総務省に設置された「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）が平成20年6月に取りまとめた報告書（以下「報告書」という。）の指摘を踏まえ、退職手当が勤続報償的、生活保障的、賃金の後払的な性格を有するものであることに配慮するとともに、民間における退職金の不支給事例と平そくを合わせるためであるから、条例の解釈や運用も、そのような法改正の趣旨に沿うように行われなければならない。

この点、民間の場合は、不支給の範囲を極力限定しようとする司法判断が定着しており、退職金の不支給が有効とされるのは、従業員としての過去の功労を無にするほどの非違行為があったときに限られていることに鑑みると、公務員の場合も、そのような厳しい規制に服さなければならない。

また、本件条例第17条第1項は、全部不支給を原則とはしていないにもかかわらず、名古屋市の通達である「退職手当の支給制限（21総給第135号。以下「支給制限通達」という。）」は「全部を支給しないこととすることを原則とする」旨を定めており、明らかに本件条例の規定とそごがあるが、条例の下位にある通達が条例の規定を超える解釈基準を定めていることには違法の疑いがあり、処分庁は支給制限通達に盲目的に従うべきではない。

(2) 審査請求人の職の職務及び責任についてみると、審査請求人は名古屋市において約22年にわたって保健師業務に従事していたが、管理職の地位に

あったわけではなく、勤務態度も何ら問題はなかった。特に近年はコロナ禍に対応する業務の最前線で活動しており、在職中の貢献度は極めて高かった。

- (3) 非違行為の内容及び程度についてみると、審査請求人が起こした事故は、業務自体とは関係のない私生活上の行為であり、被害結果こそ重いものの、行為自体は一時停止義務違反で、故意ではなく過失犯である。交差点への進入速度も時速約33キロメートルと決して高速ではなく、危険ないし悪質な運転態様とはいえない。しかも、被害者側にも、見通しが悪い交差点で徐行義務を怠ったという落ち度があり、もし被害者が徐行義務を果たしていれば、事故の発生又は被害の重症化を回避することができた可能性がある。

また、審査請求人は任意保険に加入しているため、被害者側には損害賠償が確実になされる見込みで、保険会社から支払われる損害賠償金とは別に、100万円の見舞金の提供も申し出ている。

- (4) 非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響についてみると、審査請求人に係る事件は報道された形跡がないし、また職務とは無関係であること、殊更危険な運転をしていたわけではないことに鑑みると、名古屋市又は名古屋市職員への信頼が害されたということは考え難い。
- (5) その他の事情として、審査請求人は、刑事の判決及び失職により十分な社会的制裁を受けていること、再就職には相当な困難が予想される中、未成年の子ども2名がおり、退職手当の支給がなければ生活に困難が生じること、不支給となる退職手当の額が高額であまりにも過酷な処分であることについても考慮すべきである。
- (6) しかしながら、処分庁は上記の諸点について十分に考慮した形跡がなく、裁量権の濫用又は逸脱があったことは明らかであるから、本件処分は取り消されるべきである。

5 棄却しようとする理由

(1) 退職手当の一部支給制限制度の創設趣旨

ア 検討会は、不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いについて国民的な関心が高まっていたことを背景に、平成19年10月30日に

開催された閣議において「総務省において制度の在り方に関する検討会を開催し、来年の春までを目途に結論を得る」との方針が決定されたことを受け、同年11月に総務省に設置されたものであり、行政及び公務員に対する国民の信頼の回復を図る観点から、退職手当の支給後に懲戒免職に相当する非違行為が発覚した場合における退職手当の返納制度の在り方や、懲戒免職処分を受け、又は失職した場合における退職手当の一部支給制限制度の在り方などについて検討を行い、平成20年6月4日に報告書を取りまとめている。

イ 平成20年改正法による改正前の国家公務員退職手当法第8条には、職員が懲戒免職処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたことにより失職した場合、退職手当については一律に全額を不支給とする旨が規定されていたが、このような当時の制度に対して、報告書では「退職手当の性格が、勤続報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格をそれぞれ有する複合的なものだとすると、在職中の功績が没却されたからといって直ちに生活保障や賃金後払いを全くしなくてよいということにはならない。また、その勤続報償としての要素を重視するとしても、退職手当の不支給という制裁を非違行為を行った個人に対する非難としてみた場合には、非違の重大性との間で均衡のとれたものとする必要があり、功績が没却され、退職手当を受け取る地位ないし権利が否定されるとする立場からも、本人の過去の功績の度合いと非違行為によってそれが没却される程度とを比較衡量する必要がある」との考え方が示されている。

また、報告書では、併せて民間企業の対応についても触れられており、「懲戒解雇の場合であっても一律全額不支給とはせず、一部を支給する規定を設けているところがあり、裁判事例においても、懲戒解雇により退職金が全額支給されなかった事案について、懲戒解雇は認めつつも、退職金は諸般の事情を考慮し、部分的に支給するよう命じたものが少なくない」と言及している。

その上で、検討会の結論として、「懲戒免職処分を行う場合であっても、退職手当については、全額不支給を原則としつつ、非違の程度等に応じて、その一定割合を上限として一部を支給することが可能となるよ

うな制度を創設することが適当である」との見解が述べられているところである。

ウ 上記のような検討会の設置経緯及び報告書の内容から判断すると、検討会としては、退職手当の法的性格に鑑み、懲戒免職処分等と退職手当の全額不支給が常に連動する当時の制度について、見直しの必要性を認識していたものと認められる。

また、報告書には、懲戒解雇とした場合でも退職金の一部支給を認める民間企業もある旨が紹介されており、制度見直しの必要性の検討に当たっては、そのような民間企業の対応も参考にしたものと考えられる。

しかし、懲戒免職処分等を受けた国家公務員に対する退職手当について、一律に全額不支給とするそれまでの制度を抜本的に改め、今後は一部支給制限を原則とするよう求める記述は見受けられない。報告書には「全額不支給を原則としつつ」と明記されていることから、検討会としては、諸般の事情を勘案し、一部支給制限にとどめることが適当と考えられる場合には、それを可能とする制度を創設することが適当である旨を指摘したものと考えられる。

エ また、報告書の内容を踏まえた「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」が第170回国会に提出され、平成20年12月11日の衆議院本会議及び同月19日の参議院本会議で可決されているが、その審議の過程で、衆議院にあっては同月11日の総務委員会における採決時に、「退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度については、これにより、いたずらに制裁としての効果を希薄化させ、公務規律の弛緩を招くことがないように、厳正かつ公正な運用に努めること。」との附帯決議が、また、参議院にあっては同月18日の総務委員会における採決時に、「退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度については、公務規律の弛緩を招くことがないように、厳正かつ公正な運用に努めること。」との附帯決議が、それぞれ全会一致で付されている。

オ 以上のことから、平成20年改正法によって創設された退職手当の一部支給制限制度は、懲戒免職処分等を受けた国家公務員について国家公務

員退職手当法第12条第1項に規定する事情を総合的に勘案した結果、一部支給制限とするにとどめることが適当と判断される場合に限り、退職手当の一部支給を認める制度と考えられる。

カ なお、名古屋市職員を対象とした退職手当の一部支給制限制度について規定した本件条例第17条第1項は、平成21年3月31日付けで総務省自治行政局公務員部長から発出された「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）等について（通知）」を踏まえ、国家公務員退職手当法上の制度と同様の制度を創設するべく、改正された規定であり、したがって名古屋市職員が懲戒免職処分等を受けた場合、退職手当については全額不支給を原則としているものと考えられる。

(2) 支給制限通達の本件条例への適合性

ア 支給制限通達の第1条には、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、支給制限を行う場合は、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とするものとする旨が規定されている。

イ この考え方は、前述した国家公務員退職手当法及び本件条例に定める退職手当の一部支給制限制度の趣旨と同様であり、本件条例と支給制限通達の規定内容にそごはないことが認められる。

(3) 退職手当の一部支給制限に当たって勘案すべき事情

本件条例第17条第1項には、懲戒免職処分等を受けて退職をした者の退職手当を全部不支給とするか、一部不支給にとどめるかの判断をする際に勘案すべき事項として、その者が占めていた職の職務及び責任、その者の勤務の状況、その者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに公務に対する信頼に及ぼす影響が挙げられている。

また、支給制限通達には、これらの事項について勘案する際の具体的な解釈基準が規定されていることから、本件条例及び支給制限通達の規定を踏まえ、本件において退職手当を一部不支給にとどめる事情があるかどうかを判断する。

ア 審査請求人の職の職務及び責任について

懲戒免職処分等を受けた者が他の職員を管理すべき立場にあった場合

や、その者の職務に関連して非違行為が行われた場合には、より重い責任が問われることになるところ、審査請求人は、平成11年4月に名古屋市職員に採用され、令和4年8月に失職するまでの間、保健師として職務に従事していたが、任用段階は吏員級で、管理職の立場にはなかった。また、審査請求人の非違行為は、職務に関連して行われたものではない。

したがって、この点からは、退職手当の支給制限に当たり、特に処分を加重する事由も軽減する事由もないものと判断される。

イ 審査請求人の勤務の状況

審査請求人は、保健師として、特に近年はコロナ禍に対応する業務の最前線で活動しており、在職中の貢献度は極めて高かったと主張するが、それは事態の收拾に向けて取り組んだ全ての名古屋市職員についていえることである。

したがって、この点を捉えて退職手当の支給制限に係る処分を軽減する事由とすることは適切ではないが、一方で審査請求人は、勤務態度に問題があったわけではなく、過去に懲戒処分を受けた履歴もないことから、処分を加重する事由についてもないと判断される。

ウ 非違の内容及び程度等

確定した刑事の判決において認定されている事実によると、審査請求人は、道路を乗用自動車で行中、一時停止の道路標識に従って交差点手前で一時停止し、安全を確認しながら進行すべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠って時速約33キロメートルで交差点に進入し、左方道路から進行してきた原動機付自転車と衝突して、当該原動機付自転車の運転者に左上下肢麻痺及び高次脳機能障害等の後遺症を伴うびまん性軸索損傷等の傷害を負わせたものと認められる。

審査請求人は、生じた結果の重大性は認めつつも、非違行為自体は過失による一時停止義務違反で、故意によるものとは異なり、また交差点への進入速度も高速とはいえない以上、非難の程度は軽い旨を主張している。

確かに故意と過失を比較すれば、過失による行為の方が非難の程度は軽いものの、それは両者を単に比較の問題として見た場合の一般論であ

り、処分の基礎となる非違行為の評価に当たっては、故意によるものか過失によるものかにかかわらず、その行為の態様を客観的に判断すべきで、過失による行為であることの一事をもって当然に処分の軽減事由となるものではないと考えられる。

このような考え方を前提に審査請求人の非違行為についてみると、一時停止義務を示す道路標識が設置されており、現に交差する道路の左方から走行してくる車両の有無をほとんど視認できない見通しの悪い交差点に、一時停止することなく、時速約33キロメートルの速さで漫然と車で進入する行為は、極めて危険といえる。

また、審査請求人がそのような行為をするに至った経緯に特に参酌すべき点は認められず、引き起こした結果も重大である。

したがって、これらの点からは、退職手当の支給制限に当たり、特に処分を軽減する事由はないものと判断される。

エ 非違後における言動

非違行為により生じた被害や悪影響を最小限にするために特段の行動をした場合には、処分を軽減する事由となり得るところ、審査請求人は、事故の被害者に宛てた謝罪文を作成するとともに、保険会社から支払われる損害賠償金とは別に、100万円の見舞金の提供を申し出た旨を主張している。

しかしながら、これらの申し出はいずれも被害者から拒否されて実現しておらず、また他に参酌すべき特段の事由もない。

したがって、特に処分を軽減する事由はないものと判断される。

オ 非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び公務に対する信頼に及ぼす影響

審査請求人は、本件非違行為は職務と無関係であり、行為態様としても危険な運転とはいえ、報道された形跡もないことを理由に、公務の遂行に支障が生じたり、公務に対する信頼に悪影響が生じたとは考え難い旨を主張する。

しかし、上記ウにおいて指摘したとおり、審査請求人の行為は極めて危険性が高いもので、引き起こした結果も重大である。

また、報道機関により、名古屋市職員の非違行為として詳細に報道もされている。

確かに職務に関連して行われた非違行為ではないことは主張のとおりであるが、以上のことに鑑みれば、そのことのみをもって公務の遂行や公務への信頼に何ら影響がなかったということとはできない。

したがって、特に処分を軽減する事由はないものと判断される。

- (4) 以上の検討の結果、処分庁が退職手当の一部支給制限をしなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるものとは認められない。よって、本件処分に違法性又は不当性はない。
- (5) なお、審理員意見書も同旨である。

(理 由)

この案を提出したのは、地方自治法第 206 条第 2 項の規定により、退職手当支給制限に関する審査請求に対する裁決について議会の意見を求める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第206条（第1項 略）

普通地方公共団体の長は、第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（第3項及び第4項 略）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）抜すい

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条（略）

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 （略）

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜すい

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) }
(3) } (略)
(4) }

(降任、免職、休職等)

第28条 (略)

2 } (略)
3 }

4 職員は、第16条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

4 職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号) 抜すい

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 } (略)
3 }